

令和 8 年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

指定障害福祉サービス事業者等に対する 指導監査について

福島県社会福祉課（事業所監査担当）

令和 8 年 6 月

運営指導・監査について

1 集団指導

制度の理解促進や不正の防止を目的として、原則として年1回行う。

2 運営指導

サービスの質の確保や自立支援給付の適正化を目的として、定期的に行う。

事業所において、書類確認やヒアリングを行い、人員・運営基準を満たしているか、報酬算定基準に基づいて報酬請求を行っているかを確認する。

3 監査

通報等により指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に、事実関係を的確に把握するために実施する。

監査の結果、指定取消や効力停止の行政処分となる場合がある。

監査の実施について

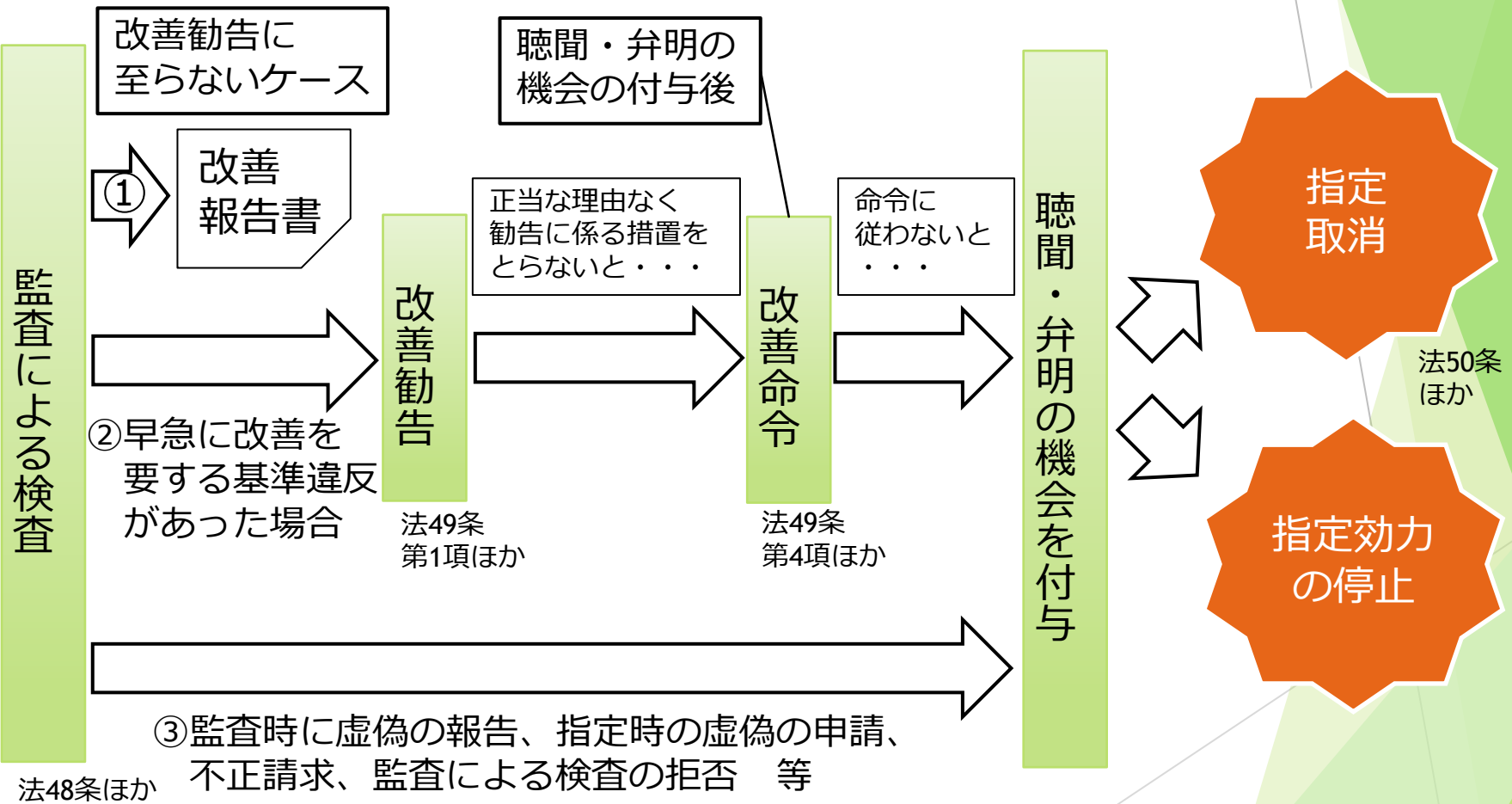
監査

情報

通報
苦情
相談
によるもの

保険者からの
通報情報の
提供

等々



運営指導（実地指導）全体の流れ

指導前

- 事業者へ運営指導の実施について通知（概ね実施日の1か月前）
- 事業者は事前提出書類を作成・提出（メールによる提出）

当日

- 事業所へ訪問
- 事業所内巡回、書類確認、一般職員へのヒアリング 等
- 講評

指導後

- 運営指導の結果を通知（改善結果の報告を求める指摘事項がなければここで終了）
- 指摘事項がある場合は、事業者は改善し、改善の結果を報告する
- 改善結果の報告内容が了解となれば運営指導は終了

★ 運営指導終了後も、適切な事業運営をお願いします！

メール送受信の取り扱いについて

運営指導では、原則として、メールにより文書の送受信を行います！

○ 対象文書

- 県からの通知（実施通知、結果通知、終了通知 等）
- 県への提出資料（事前提出資料、改善結果報告書 等）

○ 開封確認のお願い

通知の到達を確認するため「開封確認」に御協力をお願いします。

※ メールの設定等により開封確認を要求されない場合は、「開封確認」と記載したメールを返信してください。

人員・運営基準自己点検シートについて①

適正な事業の運営の実現のためには、
事業所自身による自己点検が重要です！

- 令和7年度よりサービス種別ごとに
「人員・運営基準自己点検シート」を作成しました。
※県HPに掲載
- 運営指導の対象か否かに関わらず、
すべての事業所が自己点検を実施してください。
(運営指導の対象となった場合は、
事前提出資料として自己点検シートを提出していただきます。)
- 令和7年度以降に新規指定を受けた事業所は、
集団指導後に自己点検シートを提出してください。

人員・運営基準自己点検シートについて②

【例】生活介護

運営基準（事業所の運営に関すること）	
人員・運営基準自己点検シート 兼 運営指導調書【シート②】	
生活介護	
法人名	0
事業所名	

○ 下記項目について自主点検を実施し、太枠内の該当する欄に○を入力してください。（太枠内以外
 者の安全やサービスの質の確保を図る観点から特に重要な基準ですの
 運営指導等で適切な実施が確認されなかった場合は、基本報酬の減算
 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 life/7/30/112/（福島県HP→福島県例規集（文書法務課）→Reiki-Base検索システ
 が社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー
 る基
 ht
 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について→通知・事務連絡）

県条例や解釈通知のうち
 最低限抑えておくポイントを
 記載しています。

シートは3つあります。
 ①人員基準関係
 ②運営基準（事業所運営関係）
 ③運営基準（利用者処遇関係）

内容及び手続の説明及び同意	基準条例	はい	いいえ	該当なし	準備書類	県確認欄
重要事項説明書に必要事項を記載していますか。 <input type="checkbox"/> 運営規程の概要 <input type="checkbox"/> 従業者の勤務体制 <input type="checkbox"/> 事故発生時の対応 <input type="checkbox"/> 苦情処理の体制 <input type="checkbox"/> 提供するサービスの第三者評価の実施状況	第95条(第10条 第1項準用)					適
重要事項説明書の記載内容は、実態や運営規程等 と相違していませんか。	第10条 (準用)					適・否
利用申込者に対し、重要事項説明書等を 重要事項の説明を行い、同意を得て	第95条(第10条 第1項準用)				重要事項説明書	適・否
重要 変更があった場合、当該変更について利用者に説 明し同意を得ていますか	第10条 (第1項準用)				利用契約書	適・否

太枠に確認結果を記載

運営指導当日は
 こちらに記載の書類を
 中心に確認します。
 速やかに提示できるよう
 御準備願います。

一般職員へのヒアリングの実施について

運営指導では 職員に対するヒアリング を行います！

【対象】

管理者を除く職員から2～3名程度
(当日の勤務状況等を踏まえて決定)

【時間】

1人当たり10～15分程度

【お願い】

ヒアリングを行うための個室を御準備ください。

令和7年度運営指導の実施状況

➤ 運営指導実施状況

実施件数	文書指摘・指導数（延べ数）
143	111

➤ 監査実施状況

実施件数	改善勧告数	指定取消数	効力停止数
1（1）	1（1）	1（1）	0

※（ ）はサービス種別数

最後に

- ◇ 運営指導を、事業所の運営状況を見直す
良いきっかけと捉えていただければ幸いです。
- ◇ 事前の準備や当日の対応などお手数をお掛けしますが
御協力よろしくお願ひいたします。

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等指導状況について

福島県社会福祉課(事業所監査担当)

1 運営指導(対象事業者等に対して実地に行う指導)

種 別		県指導対象数 a(箇所)	指導数 b(箇所)	実施率 b/a(%)	文書指摘・指導数 c(件数)	1施設あたり 指摘数 c/b(%)	主な文書指摘・指導内容 (太字は文書指摘項目)
事業所	居宅介護	111	4	3.6%	2	0.50	重説内容不足、感染症対策指針未整備、感染対策委員会未実施、BCP研修・訓練未実施
	重度訪問介護	90	4	4.4%	1	0.25	重説内容不足、感染症対策指針未整備、BCP研修・訓練未実施、身体拘束指針内容不足
	同行援護	23	0	0.0%	0	-	
	行動援護	6	0	0.0%	0	-	
	療養介護	1	1	100.0%	1	1.00	重説内容不足、身体拘束指針内容不足
	生活介護	91	18	19.8%	11	0.61	人員基準満たさず、虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、加算要件の誤り
	短期入所	49	16	32.7%	8	0.50	虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、加算要件の誤り、重説内容不足
	重度障害者等包括支援	0	0	-	0	-	
	施設入所支援	25	12	48.0%	8	0.67	地域連携推進会議未実施、工賃支払不備、BCP研修及び訓練未実施、定員超過
	自立訓練(機能訓練)	0	0	-	0	-	
	自立訓練(生活訓練)	6	1	0.0%	1	1.00	重説内容不足、衛生・身体拘束研修未実施、秘密保持誓約書内容不足
	宿泊型自立訓練	1	0	0.0%	0	-	
	就労移行支援	7	3	42.9%	1	0.33	BCP未策定、虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、重説内容不足
	就労定着支援	6	1	16.7%	0	-	
	就労継続支援A型	20	2	10.0%	2	1.00	加算要件の誤り、虐待防止委員会等の内容未周知、重説内容変更同意書なし
	就労継続支援B型	136	21	15.4%	19	0.90	BCP未策定、虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、加算要件の誤り、工賃支払不備
	自立生活援助	1	0	0.0%	0	-	
	共同生活援助	80	7	8.8%	7	1.00	虐待防止措置未実施、身体拘束廃止未実施、加算要件の誤り、重説内容不足
	一般相談(地域移行)	22	1	4.5%	0	-	
	一般相談(地域定着)	20	0	0.0%	0	-	
児童発達支援	93	16	17.2%	16	1.00	加算要件の誤り、重説内容不足及び変更同意書なし、定員超過、身体拘束指針内容不足	
医療型児童発達支援	0	0	-	0	-		
放課後等デイサービス	142	31	21.8%	30	0.97	人員基準満たさず、加算要件の誤り、定員超過、重説内容不足、BCP研修・訓練未実施	
保育所等訪問支援	21	5	23.8%	4	0.80	BCP研修・訓練未実施	
事業所計	951	143	15.0%	111	0.78		

※県指導対象数は令和7年4月1日現在である。

2 集団指導(説明会形式による指導)

ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式で実施(対象951事業所中887事業所が確認 実施率93.3%)

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

<単位:箇所>

種別	監査実施数	改善勧告数	行政処分件数		不適正の内容
			効力の一部停止	指定取消数	
共同生活援助	0	0	0	1	多額の使途不明金の発生 ※R6監査実施
就労継続支援B型	1	1	0	0	人員基準違反、工賃の支払不備
合計	1	1	0	1	